

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成 20 年岩手県告示第 504 号）の一部を次のように改正し、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

平成 21 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア～サ [略]</p> <p>シ 県内営業所一覧表（様式第 7 号）（県内に営業所（本店以外の事務所であって建設関連業務に従事する技術者が 1 名以上常駐するものに限る。以下同じ。）を有する申請者に限る。）</p> <p>ス・セ [略]</p> <p>ソ 県内技術者一覧表（様式第 9 号）（県内に本店を有する申請者に限る。）</p> <p>タ 県内実務経験者数等一覧表（様式第 10 号）（県内に本店を有する申請者に限る。）</p> <p>チ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>2 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア～サ [略]</p> <p>シ 県内営業所一覧表（様式第 7 号）（県内に営業所（本店以外の事務所であって、<u>建設関連業務に従事する技術者が 1 名以上常駐するものその他の別に定める基準を満たすもの</u>に限る。以下同じ。）を有する申請者に限る。）</p> <p>ス・セ [略]</p> <p>ソ 県内技術者一覧表（様式第 9 号）（県内に本店<u>又は営業所</u>を有する申請者に限る。）</p> <p>タ 県内実務経験者数等一覧表（様式第 10 号）（県内に本店<u>又は営業所</u>を有する申請者に限る。）</p> <p>チ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>4 提出書類記載事項の変更届等 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>その都度建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第 11 号）又は廃業届（様式第 12 号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>4 提出書類記載事項の変更届等 申請書提出後、<u>次の各号（第 3 号を除く。）</u>のいずれかに該当する場合はその都度建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第 11 号）又は廃業届（様式第 12 号）を、<u>第 3 号に該当する場合は名簿作成年以外の年の 1 月 17 日から同月 31 日までの期間内に建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を、</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>5 技術者状況届</p> <p><u>申請書提出後、規程第 3 条第 1 項の資格基準に適合すると認められた者（以下「資格者」という。）であって、技術者の状況に変更があったものは、名簿作成年以外の年の 1 月 17 日から 1 月 31 日までの期間内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内技術者一覧表（県内に本店を有する資格者に限る。）</p> <p>(3) 県内実務経験者数等一覧表（県内に本店を有する資格者に限る。）</p>	<p>5 技術者状況届 <u>申請書提出後、規程第 3 条第 1 項の資格基準に適合すると認められた者（以下「資格者」という。）であって、技術者の状況に変更があったものは、その都度、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県内技術者一覧表（県内に本店<u>又は営業所</u>を有する資格者に限る。）</p> <p>(3) 県内実務経験者数等一覧表（県内に本店<u>又は営業所</u>を有する資格者に限る。）</p>

別表第1

業種	申請業務	資格等
[略]		
建築関係	[略]	
建設コンサルタント	暖冷房	技術士・衛生工学部門（空気調和） 技術士・総合技術監理部門（衛生工学－空気調和） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級 管工事施工管理技士 2級 管工事施工管理技士
	衛生	技術士・衛生工学部門（建築環境） 技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築環境） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級 管工事施工管理技士 2級 管工事施工管理技士
	電気	技術士・電気電子部門（電気設備） 技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備） RCCM（電気電子） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士

別表第1

業種	申請業務	資格等
[略]		
建築関係	[略]	
建設コンサルタント	暖冷房	技術士・衛生工学部門（空気調和） 技術士・総合技術監理部門（衛生工学－空気調和） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級 管工事施工管理技士 2級 管工事施工管理技士 <u>設備設計 1級建築士</u>
	衛生	技術士・衛生工学部門（建築環境） 技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築環境） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級 管工事施工管理技士 2級 管工事施工管理技士 <u>設備設計 1級建築士</u>
	電気	技術士・電気電子部門（電気設備） 技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備） RCCM（電気電子） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 <u>設備設計 1</u>

[略]		
機械設備積算	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械） 技術士・総合技術監理部門（機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	
電気設備積算	技術士・電気電子部門（電気設備） 技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備） RCCM（電気電子） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士	
[略]		
[略]		
補償関係	[略]	
コンサルタント	不動産鑑定	[略]
	登記手続等	土地家屋調査士 司法書士
[略]		

別表第2

提出場所	本店の所在地
------	--------

		級建築士
[略]		
機械設備積算	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械） 技術士・総合技術監理部門（機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士 <u>設備設計1級建築士</u>	
電気設備積算	技術士・電気電子部門（電気設備） 技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備） RCCM（電気電子） 大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者 高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者 建築設備士 第1種電気主任技術者 第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 <u>設備設計1級建築士</u>	
[略]		
[略]		
補償関係	[略]	
コンサルタント	不動産鑑定	[略]
[略]		

別表第2

提出場所	本店の所在地
------	--------

